

議案第 104 号

三次市の公園・公共広場設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 4 年 1 2 月 2 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市の公園・公共広場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

三次市の公園・公共広場設置及び管理条例（平成 16 年三次市条例第 226 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

名称	位置
三次市高谷山広場	三次市栗屋町 1 2 4 9 1 番地 1
三次市三次駅前広場	三次市十日市南一丁目 1 6 0 0 番地 1
畠敷児童遊園	三次市畠敷町 1 6 3 9 番地 1 地先
稻荷町児童遊園	三次市三次町 1 9 8 2 番地 4
寺戸児童遊園	三次市三次町 5 9 5 番地 1
中の村児童遊園	三次市栗屋町 2 4 8 6 番地 1
西町児童遊園	三次市十日市中二丁目 2 7 7 0 番地 1
本郷下児童遊園	三次市高杉町 1 0 4 1 0 番地 3
君田こども遊園地	三次市君田町西入君甲 1 番地 1

附 則

この条例は、公布の日から施行する。